

2006年6月吉日

〇〇高等学校  
校長 殿

労働者福祉中央協議会  
(中央労福協)  
会長 笹森 清

賢い消費者教育の普及、ならびに青少年に誇りの持てる職場を  
斡旋する運動について (要請)

謹啓、梅雨の候 貴職におかれましてはますますご清栄のことと拝察いたします。

貴職もご高承のとおり、消費者金融、いわゆる「サラ金」といわれる貸し金業による高金利と過酷な取立て、過剰融資等が大きな社会問題となっています。私たちは、かねてより、現行法規のハザマについて経済的弱者を標的に莫大な利益を上げているそれら貸し金業の経営姿勢を糾弾するとともに、被害者の救済、関係法令の改正・整備等に向けた取り組みを行っております。本年度中には貸金業関連法の全面的な見直しが予定されています。それに向けて私たちは、業界が高金利の法的よりどころにしている出資法の上限利息(29・2%)を、利息制限法の上限である15~20%にするよう求めております。一方業界側は、上限金利の引き下げ反対、法律による規制撤廃を叫んで猛烈な運動を展開し、法の網の目をつく営業活動はさらに巧妙さを増しています。

もとより、こうした問題は企業の経営理念によるものではありませんが、消費者が安易にそうした高利の金融機関に頼らざるを得ない社会的な環境にも問題がないわけではありません。私たちは、関係各方面にそれら業界のCMの自粛なども求めております。また、それらの企業で働く労働者にとっては、その仕事が誰にでも喜ばれ誇りの持てる職場であってほしいと願うのは当然であります。私たちはそうした労働者の希望に応えるためにも、健全な企業の発展と安定した職場作りを支援して参る所存であります。

つきましては、貴職におかれましてはなにとぞ運動の趣旨をご理解いただき、右記の内容に格段のご配慮いただきたくお願い申し上げます。

敬具

## 記

### 1. 生徒が将来多重債務に陥らないための教育について

生徒が将来、多重債務に陥ることがないように、「賢い消費者としてのあり方」を学校教育の場に取り入れていただきたい。

### 2. 「勤労青少年に誇りの持てる職場を斡旋する運動」について

生徒及び卒業生等の就職指導にあたっては、青少年に誇りの持てる職場となるため、次のことに配慮されたい。

(1) 当該企業が法律違反や公序良俗にもとるような営業活動をしてはいないか。

(2) 多数の債務者（消費者）との間に訴訟問題やトラブルをかかえていないか。また、近い過去にそうした事実はなかったか。

(3) 青少年にとって働きやすい環境が整備されているか。また、労働組合が組織されているなど健全な労使関係が構築されているか。

以 上

本件についての問合せ先

労働者福祉中央協議会（略称：中央労福協） URL=<http://www.rofuku.net>

担当：事務局次長 北村祐司（きたむらゆうじ） mail=[kitamura@rofuku.net](mailto:kitamura@rofuku.net)

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-8 中北ビル5階

TEL 03-3259-1287 FAX 03-3259-1286

最寄の労働者福祉協議会については、別添一覧をご参照ください。